

伊 勢 市 公 報

第 185 号
平成 25 年 7 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	12
○ 伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する 条例	14
○ 伊勢市保健福祉会館条例の一部を改正する条例	17
○ 伊勢市子ども・子育て会議条例	21
○ 伊勢市新型インフルエンザ等対策本部条例	25
○ 伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例	28
○ 伊勢市営宇治駐車場条例の一部を改正する条例	35
○ 市長等の給与の臨時特例に関する条例	39
○ 伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例	42
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	46
○ 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の廃止について	47
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	48
選挙管理委員会告示	
○ 参議院議員通常選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	49
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	66
○ 参議院議員通常選挙関係	
・ 開票の日時及び場所について	67
・ 開票管理者及び同職務代理者の選任について	68
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について	69
・ 投票所の設置について	70
・ 期日前投票所の設置について	73
・ 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について	74
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	75
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	80
上下水道告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	83
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	84
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	85
○ 全国市有物件災害共済会平成 24 年度事業経営状況について	86
○ 公示送達	88

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 12 号

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 18 年伊勢市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「災害派遣手当及び武力攻撃事態等」を「災害派遣手当、武力攻撃事態等」に改め、「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第13号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第54条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第3条の2中「、第52条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割

合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「以下この項」を「当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23

年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。) 第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2 第3項	第35条の2まで、 第36条の2、第36 条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、 第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す

		る法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第17条の3 第1項	租税特別措置法 第31条の3第1 項	東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に關す る法律第11条の6第1項の規定 により適用される租税特別措置 法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の 被災者等に係る国税関係法律の 臨時特例に關する法律第11条の 6第1項の規定により適用され る場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の

者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成25年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4

条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次
条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日

(2) 附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項
の規定 平成27年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 新条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日
以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するも
のについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人
の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、
なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者
が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適
用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税
について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前
の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年
度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税につ
いては、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律
第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）
附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当
該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）

に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第14号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第4項から第6項までの規定中「第2項」を「附則第2項」に改める。

附則第11項中「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第31号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第11項の規定の適用については、同項中「、第37項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第37項」とする。

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 15 号

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「製造の事業」の次に「又は旅館業（下宿業を除く。）」を加える。

第 2 条を次のように改める。

（不均一課税）

第 2 条 市長は、半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 7 年自治省令第 16 号）第 1 条第 1 号に定める期間内に、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 3 項の表の第 1 号又は第 45 条第 2 項の表の第 1 号の規定の適用を受ける設備（法第 17 条に掲げる事業の用に供するものに限る。）であって、取得価額の合計額が 500 万円（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 12 項に規定する資本金の額等が 1,000 万円超 5,000 万円以下である法人にあつては 1,000 万円とし、資本金の額等が 5,000 万円超である法人にあつては 2,000 万円とする。）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第 2 条第 4 項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して固定資産税を最初に課すべきこととなる年度以後 3 年度以内において課する固定資産税の税率については、伊勢市市税条例（平成 17 年

伊勢市条例第 51 号) 第 62 条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の 10 分の 1 の税率とすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同年 3 月 31 日以前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

伊勢市保健福祉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第16号

伊勢市保健福祉会館条例の一部を改正する条例

伊勢市保健福祉会館条例（平成17年伊勢市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次のとおり」を「別表第1及び別表第2のとおり」に改め、同条の表を削る。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

保健福祉会館においては、次の各号に掲げる事業を行う。

第3条第4号中「を行うこと。」を削る。

第5条を第8条とする。

第4条の見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条第1項中「使用する団体」を「使用等しようとする者」に、「市長」を「市長等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「市長」を「市長等」に改め、同項第4号中「使用」を「使用等」に改め、同条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、保健福祉会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に保健福祉会館の管理を行わせるものとする。ただし、別表第1に掲げる施設を除く。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条（第1号及び第2号を除く。）に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) 保健福祉会館の利用の許可に関する業務

- (3) 保健福祉会館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保健福祉会館の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
(開館時間等)

第6条 保健福祉会館の使用又は利用（以下「使用等」という。）は、別表第3に定める休館日を除き午前9時から午後5時までとする。ただし、市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。この場合において、指定管理者が変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第2条、第4条関係）

名称	位置
伊勢市小俣北部保健福祉会館	伊勢市野村町字里前中道東5番地3

別表第2（第2条関係）

名称	位置
伊勢市小俣本町保健福祉会館	伊勢市小俣町本町3番地
伊勢市小俣元町保健福祉会館	伊勢市小俣町元町1092番地1
伊勢市小俣明野保健福祉会館	伊勢市小俣町明野1055番地4
伊勢市小俣宮前保健福祉会館	伊勢市小俣町宮前477番地
伊勢市小俣湯田保健福祉会館	伊勢市小俣町湯田61番地

別表第3（第6条関係）

名称	休館日
伊勢市小俣北部保健福祉会館	(1) 月曜日 (2) 12月29日から1月3日まで

伊勢市小俣本町保健福祉会館	(1) 日曜日
伊勢市小俣元町保健福祉会館	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 178 号）に規定する休日
伊勢市小俣明野保健福祉会館	
伊勢市小俣宮前保健福祉会館	(3) 8 月 13 日から 8 月 16 日まで
伊勢市小俣湯田保健福祉会館	(4) 12 月 27 日から 1 月 5 日まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市保健福祉会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の伊勢市保健福祉会館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 17 号

伊勢市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「48の項」を「49の項」に改める。

別表中48の項を49の項とし、47の項を48の項とし、46の項の次に次のように加える。

47 子ども・子育て会議	日額	6,000円
--------------	----	--------

伊勢市新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第18号

伊勢市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、伊勢市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 伊勢市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 伊勢市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 伊勢市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 19 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、通行機能の確保及び市民生活の安全を図るとともに、良好な都市環境を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第11号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第 2 条第 1 項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車又は原動機付自転車をいう。
- (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場その他公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (6) 利用者等 利用者又は所有者をいう。
- (7) 放置 公共の場所において、自転車等の利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態（市が設置した自転車等駐車場において規則で定める期間、継続して置かれている場合を含む。）にあることをいう。
- (8) 道路管理者 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項に規定する道路管理者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、自転車等の駐車対策の総合的推進に努めるとともに、公共の場所における自転車等の放置の防止に係る施策を実施するよう努めなければならない。

(道路管理者の責務)

第4条 道路管理者は、前条の市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第5条 鉄道事業者及び一般旅客自動車運送事業者は、旅客の利便に供するため、自転車等駐車を設置するよう努めるとともに、第3条の市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は管理者は、その施設の利用のために必要な自転車等駐車を設置するよう努めるとともに、第3条の市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(利用者等の責務)

第6条 自転車等の利用者等は、公共の場所に自転車等を放置することのないよう努めなければならない。

2 自転車の所有者は、その所有する自転車に三重県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

3 自転車等の利用者等は、第3条の市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、防犯登録の勧奨に努めるとともに、第3条の市が実施する施策に協力しなければならない。

(禁止区域の指定等)

第8条 市長は、公共の場所において、特に自転車等の放置を防止する必要があると認める区域を自転車等放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ第19条に規定する伊勢市自転車等駐車対策協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、前2項の規定により禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(禁止区域の変更等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により、禁止区域を変更し、又はその指定を解除した場合について準用する。

(放置禁止)

第10条 何人も、禁止区域に自転車等を放置してはならない。

(禁止区域の放置自転車等の措置)

第11条 市長は、禁止区域に自転車等を放置し、又は放置しようとする当該自転車等の利用者等に対して、自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう命ずることができる。

2 市長は、禁止区域に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を直ちに撤去することができる。

(禁止区域外の放置自転車等の措置)

第12条 市長は、自転車等の放置により良好な都市環境が阻害されていると認めるときは、禁止区域外の公共の場所に自転車等を放置した当該自転車等の利用者等に対して、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者がこれに従わず、規則で定める期間を超えて自転車等を放置していると認めるときは、その自転車等を撤去することができる。

(自転車等駐車場に放置されている自転車等の措置)

第13条 市長は、市が設置した自転車等駐車場に自転車等が放置され、自転車等駐車場の管理に支障があると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を移動するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者がこれに従わず、規則で定める期間を超えて自転車等を放置していると認めるときは、その自転車等を撤去することができる。

(撤去した自転車等の保管等)

第14条 市長は、第11条第2項、第12条第2項又は前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、その自転車等を保管するものとする。ただし、当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認めるときは、廃棄することができる。

2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、速やかにその保管した自転車等（以下「保管自転車等」という。）の保管場所その他規則で定める事項を告示するものとする。

(保管自転車等の利用者等の確認等)

第15条 市長は、保管自転車等をその利用者等に返還するため、当該保管自転車等の利用者等について確認する等の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、保管自転車等の利用者等を確認したときは、その利用者等に対し、保管自転車等の返還を受けるよう通知するものとする。

(保管自転車等の返還)

第16条 保管自転車等の利用者等は、前条第2項の規定による通知を受け

たときは速やかに保管自転車等の返還を受けなければならない。

(保管自転車等の措置)

第17条 市長は、第14条第2項の規定により、告示した日から規則で定める期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該保管自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該保管自転車等につき買受人がないとき又は売却することができないと認めるときは、市長は当該保管自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

2 第14条第2項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお保管自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該保管自転車等の所有権は市に帰属する。

(費用の徴収)

第18条 市長は、保管自転車等の利用者等から保管自転車等の撤去、保管等に要した費用を徴収することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減額又は免除することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 自転車 1台につき 1,000円
- (2) 原動機付自転車 1台につき 2,000円

(協議会の設置)

第19条 市長は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、伊勢市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くものとする。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市に意見を述べることができる。

3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第8条、第19条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「49の項」を「50の項」に改める。

別表中49の項を50の項とし、48の項を49の項とし、47の項の次に次のように加える。

48 自転車等駐車対策協議会	日額	6,000円
----------------	----	--------

伊勢市営宇治駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 20 号

伊勢市営宇治駐車場条例の一部を改正する条例

伊勢市営宇治駐車場条例（平成 23 年伊勢市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 伊勢市営宇治第 5 駐車場及び伊勢市営宇治第 6 駐車場 午前 7 時から午後 7 時まで

第 5 条ただし書を削る。

第 6 条ただし書を次のように改める。

ただし、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する中型自動車（乗車定員が 11 人以上のものに限る。以下同じ。）及び大型自動車（乗車定員が 30 人以上のものに限る。以下同じ。）の駐車料金は当該自動車を入庫させる際に、駐車回数券に係る駐車料金は当該駐車回数券の交付を受ける際に納付しなければならない。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項ただし書に規定する駐車回数券は、中型自動車及び大型自動車において使用することができない。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

駐車場の区分	駐車できる自動車
伊勢市営宇治第 1 駐車場、 伊勢市営宇治第 2 駐車場、 伊勢市営宇治第 3 駐車場、 伊勢市営宇治第 4 駐車場、 伊勢市営宇治第 5 駐車場、	法第 3 条に規定する普通自動車、大型自動二輪車（側車付きのものに限る。）及び普通自動二輪車（側車付きのものに限る。）（以下この表及び別表第 3 において「普通自動車等」という。）

伊勢市営宇治第 6 駐車場、 伊勢市営内宮前第 1 駐車場 及び伊勢市営内宮前第 4 駐 車場	
伊勢市営内宮前第 2 駐車場	普通自動車等、中型自動車及び大型自動 車
伊勢市営内宮前第 3 駐車場	中型自動車及び大型自動車

別表第 3（第 5 条関係）

1 普通自動車等

(1) 駐車料金

区分	駐車料金（駐車 1 回につき）
最初の 1 時間まで	無料
1 時間を超え 2 時間まで	500 円（ただし、午後 5 時から午前 7 時までに入庫した場合は 100 円）
2 時間を超える場合は、その超え る時間が 30 分までごとに	100 円

備考 この表において「駐車 1 回につき」とは、自動車が入庫したと
きから出庫するときまでとする。

(2) 駐車回数券

券種	金額
100 円券 100 枚	9,000 円

2 中型自動車及び大型自動車

駐車料金（駐車 1 回につき） 3,000 円

備考 この表において「駐車 1 回につき」とは、自動車が入庫したと

きから出庫するときまでとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

市長等の給与の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 21 号

市長等の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給与の支給額を減額するため、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 39 号。以下「市長及び副市長給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

(市長及び副市長給与条例の特例)

第 2 条 特例期間においては、市長及び副市長に対する給料の月額を支給に当たっては、市長及び副市長給与条例第 1 条に定める給料の月額から、当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 市長 100 分の 20
- (2) 副市長 100 分の 15

(教育長の給与等に関する条例の特例)

第 3 条 特例期間においては、教育長に対する給料の月額を支給に当たっては、教育長の給与等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 41 号）第 2 条に定める給料の月額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の特例)

第 4 条 特例期間においては、病院事業管理者に対する給料の月額を支給に当たっては、伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 123 号）第 3 条に定める給料の月額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第5条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 22 号

伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号。以下「給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例)

第 2 条 特例期間においては、給与条例第 3 条に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) その職務の級が 3 級以下の職員 100 分の 3.5
- (2) その職務の級が 4 級及び 5 級の職員 100 分の 5.6
- (3) その職務の級が 6 級以上の職員 100 分の 7.1

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち給与条例第 36 条第 1 項から第 4 項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に掲げる規定により支給される給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給与条例第 36 条第 1 項 前項に定める額
- (2) 給与条例第 36 条第 2 項又は第 3 項 前項に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

(3) 給与条例第 36 条第 4 項 前項に定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第 31 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給与条例第 35 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 28 号。以下「勤務時間条例」という。）第 9 条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員に対する第 1 項から前項までの規定の適用については、第 1 項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与条例附則第 13 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定中「前項」とあるのは「第 4 項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第 15 項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（勤務時間条例の特例）

第 3 条 特例期間においては、勤務時間条例第 15 条第 3 項の規定の適用については、同項中「同条例第 31 条」とあるのは、「伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年伊勢市条例第 号）第 2 条第 3 項（同条例第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の特例）

第 4 条 特例期間においては、伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 29 号）第 23 条の規定の適用については、同条中「給

与条例第 35 条」とあるのは、「伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年伊勢市条例第 号）第 2 条第 3 項（同条第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（端数計算）

第 5 条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 70 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神社港自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 25 年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 野 口 薫

伊勢市神社港 572 番地 51

変更後 安 田 千 代

伊勢市神社港 294 番地 14

伊勢市告示第 71 号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項及び同法第 115 条の 15 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び同法第 115 条の 20 第 2 号の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

みえ医療福祉生活協同組合

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名称 在宅総合センター宮川さくら苑認知症型デイサービス

所在地 伊勢市中島 2 丁目 24 番 24 号

3 廃止の年月日

平成 25 年 6 月 30 日

4 サービスの種類

認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成25年7月12日

伊勢市教育委員会
委員長 中居信明

記

- 1 日 時 平成25年7月16日（火）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第18号 奨学生の決定について
 - 議案第19号 平成25年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書（案）について

伊勢市選挙管理委員会告示第 44 号

平成 25 年 7 月 21 日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置しました。

平成 25 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

平成25年執行 参議院議員通常選挙 ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
進修	宇治館町	宇治館町183-1 西井勝久宅東側駐車場	(1) 1
進修	宇治浦田1丁目	宇治浦田1丁目1 神宮祭主職舎前北側	(1) 2
進修	宇治中之切町	宇治中之切町 神宮会館前国道23号歩道	(1) 3
進修	宇治浦田1丁目	宇治浦田1丁目 宇治浦田街路広場 宇治公民館前	(1) 4
進修	宇治浦田2丁目	宇治浦田2丁目 進修小学校正門横フェンス	(1) 5
進修	宇治浦田3丁目	宇治浦田3丁目20-19 滝倉団地久保豊宅北側公園	(1) 6
進修	宇治浦田3丁目	宇治浦田3丁目21-15 (県道沿) 清原鍛金前ガードレール	(1) 7
高麗広	宇治今在家町	宇治今在家町626 (高麗広) 山端一敏宅前県道沿	(2) 8
高麗広	宇治今在家町 551	宇治今在家町 (高麗広) 市立高麗広公民館入口	(2) 9
修道第1	桜木町	桜木町 富樫公園	(3) 10
修道第1	桜木町	桜木町 市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園横ガードレール	(3) 11
修道第1	桜木町	桜木町55-1 さくらぎ保育所横空地	(3) 12
修道第1	中之町	中之町 市道外宮内宮線中之町交差点東	(3) 13
修道第1	中之町 232-41	中之町232-43 中之町公園	(3) 14
修道第1	中村町桜が丘 8	市営住宅中村町団地西 ガードレール	(3) 15
修道第1	中村町桜が丘	中村町桜が丘住宅 桜が丘公園南側	(3) 16
修道第2	楠部町	楠部町38-10河村正次宅向側駐車場	(4) 17
修道第2	古市町	古市町202 柳吉郎宅向側駐車場	(4) 18
修道第2	古市町	勢田町814-6 中川六郎宅前ガードレール	(4) 19
修道第2	勢田町 941-157	勢田町941-88 古布幸元宅東隣空地	(4) 20

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
修道第2	倭町	倭町(県道鳥羽松阪線沿) 天理教三重教務支庁前	(4) 21
明倫第1	尾上町	尾上町 小田橋東詰橋詰公園	(5) 22
明倫第1	岡本1丁目 13	岡本1丁目13 岡本公園南向側ガードレール	(5) 23
明倫第1	岡本1丁目 3-3	岡本1丁目3-3 百五銀行伊勢支店前植込み	(5) 24
明倫第1	岡本3丁目 1	市立郷土資料館東側 旧豊宮崎文庫跡東側	(5) 25
明倫第1	岡本3丁目 3	岡本3丁目3-17 三重近鉄タクシー車庫北側	(5) 26
明倫第1	勢田町	勢田町 八束橋南勢田川沿	(5) 27
明倫第2	岩渕1丁目 3-19	岩渕1丁目3-19 真珠会館前フェンス	(6) 28
明倫第2	岩渕1丁目 7-29	岩渕1丁目7-29 伊勢市役所前	(6) 29
明倫第2	岩渕1丁目 13	岩渕1丁目13 伊勢市観光文化会館前東側	(6) 30
明倫第2	岩渕2丁目	岩渕公園	(6) 31
明倫第2	岩渕3丁目 3	岩渕3丁目3-30 西村和也宅前(県道沿)	(6) 32
明倫第2	吹上1丁目 11	吹上1丁目11 JR吹上踏切北側歩道	(6) 33
明倫第2	岩渕2丁目 8	岩渕2丁目8 桜橋西詰南側(勢田川沿)	(6) 34
有緝第1	河崎1丁目 2	河崎1丁目2 中寺前公園東側	(7) 35
有緝第1	河崎1丁目 9	河崎1丁目9番24号 伊勢米穀企業組合倉庫前	(7) 36
有緝第1	河崎1丁目 14	河崎1丁目14 鶴辺公園西側	(7) 37
有緝第1	河崎2丁目 2	河崎2丁目10-2 谷口石油店南向側空地	(7) 38
有緝第1	河崎1丁目 4	河崎1丁目4 旭公園北側	(7) 39
有緝第1	河崎3丁目 16	河崎3丁目16 北新橋東詰空地ガードレール	(7) 40

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
有緝第1	河崎3丁目 3	河崎3丁目3-26 河崎南側公民館前	(7) 41
有緝第2	船江2丁目 3	船江2丁目3 有緝公園南側	(8) 42
有緝第2	船江1丁目 16	船江1丁目16 雇用促進住宅東側フェンス	(8) 43
有緝第2	船江2丁目 12	船江2丁目12 築地公園西側	(8) 44
有緝第2	船江2丁目 1616-25	船江2丁目28 川井 悟宅横 空地	(8) 45
有緝第2	船江1丁目 3	船江1丁目3 船江公園南側	(8) 46
有緝第2	船江1丁目 11	船江1丁目11 社前公園東側	(8) 47
有緝第3	船江3丁目 8	船江3丁目8 的場公園東側	(9) 48
有緝第3	船江3丁目	船江3丁目3 県道(八間道路)沿ガードレール	(9) 49
有緝第3	船江3丁目 15	船江3丁目11 新道公園東側	(9) 50
有緝第3	船江4丁目 29	船江4丁目29 さつき公園南側	(9) 51
有緝第3	船江3丁目 16	船江3丁目16-37 牛虎ハイジ-前ガードレール(桧尻川沿)	(9) 52
有緝第3	船江4丁目 7	船江4丁目7 エバーグリーン船江公園南側	(9) 53
厚生第1	一之木1丁目 3	一之木1丁目3-6 須原大社前	(10) 54
厚生第1	一之木2丁目 11	一之木2丁目11 中央公園北側	(10) 55
厚生第1	一之木3丁目 19	一之木3丁目12-19 小西酒店北側駐車場	(10) 56
厚生第1	一之木5丁目	桧尻川沿い 市道一之木12-1号線敷地	(10) 57
厚生第1	一之木5丁目 5	一之木5丁目5-3 厚生中学校運動場西側フェンス	(10) 58
厚生第1	一之木5丁目 15	さつき園入口付近 岡名清次郎宅前ガードレール(桧尻川沿)	(10) 59
厚生第2	宮後2丁目 2	宮後2丁目2 刃物の中屋東側ガードレール	(11) 60

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
厚生第2	宮後2丁目 25	宮後2丁目25 山本ビル北側駐車場	(11) 61
厚生第2	宮後2丁目 22	宮後2丁目22-15 白米写真館前ガードレール	(11) 62
厚生第2	宮後2丁目 26-26	宮後2丁目26-26立正校成会南側水路 ガードレール	(11) 63
厚生第2	宮後3丁目 1	宮後3丁目1-20 森田和寛宅駐車場南側	(11) 64
厚生第2	宮後2丁目	宮後公園南側フェンス	(11) 65
厚生第3	宮後1丁目 9	一志町1-4 厚生小学校正門右側フェンス	(12) 66
厚生第3	一志町 5-1	一志町5-1 北御門広場前	(12) 67
厚生第3	八日市場町 13	八日市場町13 市立図書館前植込み	(12) 68
厚生第3	大世古1丁目 10	大世古1丁目10 大豊和紙工業株前	(12) 69
厚生第3	大世古4丁目 2	大世古4丁目2 大世古公園南側	(12) 70
厚生第3	曾祢1丁目 9	曾祢1丁目9 株音羽(元愛知銀行)駐車場西側フェンス	(12) 71
厚生第3	曾祢2丁目 6	曾祢2丁目6 奥新町公園西側	(12) 72
早修	宮町1丁目 15	宮町1丁目15 今社公園北側	(13) 73
早修	常磐1丁目 8	常磐1丁目8 清之井公園西側	(13) 74
早修	常磐1丁目 17	常磐1丁目17 JR山田上口駅前西側フェンス	(13) 75
早修	常磐3丁目 8	常磐3丁目8 市民武道館東側	(13) 76
早修	浦口1丁目 11	浦口1丁目11 出口公園東側	(13) 77
早修	浦口2丁目 13	浦口2丁目13 浦口公園西側	(13) 78
早修	浦口3丁目 1	浦口3丁目1 法住院かさもり稲荷西側フェンス	(13) 79
中島第1	浦口4丁目 26	浦口4丁目26-19 宇田クリニック横空地	(14) 80

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
中島第1	二俣1丁目 2	二俣1丁目2 中島小学校 南側フェンス	(14) 81
中島第1	二俣3丁目 1	二俣3丁目1-30 福岡明子宅東側	(14) 82
中島第1	二俣4丁目 4	二俣4丁目4 横浜ゴム徳川山社宅東側	(14) 83
中島第1	辻久留1丁目 15	辻久留1丁目15-5 喜久や菓子店横市道沿	(14) 84
中島第1	辻久留2丁目 8	辻久留2丁目 勢田川浄化揚水機場フェンス	(14) 85
中島第2	中島1丁目 3	中島1丁目3 出雲神社東側道沿	(15) 86
中島第2	中島1丁目 15	中島1丁目15 (度会橋東詰) 度会橋バス停前向側ガードレール	(15) 87
中島第2	中島2丁目 2	中部電力度会橋変電所 東向側公園西側対面水路添ガードレール	(15) 88
中島第2	中島2丁目 6	中島2丁目 小川公園東側	(15) 89
中島第2	宮川1丁目 6-25	宮川1丁目6-25 堀本孝夫宅横	(15) 90
中島第2	宮川1丁目 3	宮川1丁目3-3 西村治雄宅東側空地市道沿	(15) 91
中島第2	宮川2丁目	千巻印刷産業(株) 駐車場	(15) 92
中島第3	辻久留3丁目 307-4	県道南島線 宮本建設(株)筋向い空地	(16) 93
中島第3	辻久留3丁目 4	辻久留3丁目4-37 上田忠生宅西側	(16) 94
中島第3	二俣町	二俣町51 (宮川郷団地) 奥村和清宅東向側空地	(16) 95
中島第3	辻久留3丁目 12	済美学院駐車場	(16) 96
中島第3	辻久留3丁目 17	済美学院運動場金網	(16) 97
中島第3	辻久留3丁目 20	三郷山上り口左空地	(16) 98
中島第3	辻久留町 542-66	オー克蘭ド辻久留台入口 第一公園南側空地	(16) 99
神社	神社港 294	神社港294 神社小学校 北側フェンス	(17) 100

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
神社	竹ヶ鼻町	港中学西側 フェンス	(17) 101
神社	小木町	ララパーク前バス停横	(17) 102
神社	小木町	小木町公民館前公園	(17) 103
神社	馬瀬町	馬瀬町681 林文久宅向側 市道ガードレール	(17) 104
神社	下野町	下野町公民館前	(17) 105
大湊	大湊町	市立大湊小学校西側フェンス	(18) 106
大湊	大湊町	大湊町明神ポンプ場前ガードレール	(18) 107
大湊	大湊町	大湊町民会館前広場	(18) 108
大湊	大湊町 656	(株) 鈴工前塀	(18) 109
大湊	大湊町	大湊町413-9 森浩章宅横畑	(18) 110
大湊	大湊町	大湊町みどり苑大湊町264-66 大西 貢宅前ガードレール	(18) 111
浜郷第1	神久1丁目	寝起松公園内西側植込み	(19) 112
浜郷第1	神田久志本町	神田久志本町 伊勢市消防本部整備工場前	(19) 113
浜郷第1	神久2丁目	神久2丁目7-15 日本通運(株)伊勢支店西側フェンス	(19) 114
浜郷第1	神久3丁目	久志本神社前	(19) 115
浜郷第1	神久4丁目	神久4丁目9-3 松山克博宅西側空地	(19) 116
浜郷第1	神久5丁目	神久5丁目3-20 山本記久博宅前空地	(19) 117
浜郷第1	神久6丁目	神久6丁目8-25 二軒茶屋餅店西側第二駐車場	(19) 118
浜郷第2	黒瀬町	浜郷小学校西側フェンス	(20) 119
浜郷第2	黒瀬町	黒瀬児童公園南側	(20) 120

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
浜郷第2	田尻町	勢田大橋北詰 磯田工務店前	(20) 121
浜郷第2	田尻町	牟山中臣神社前	(20) 122
浜郷第2	通町	栄通神社前	(20) 123
浜郷第3	一色町	一色町1299 鈴木市郎宅向側堤防沿	(21) 124
浜郷第3	一色町	一色町1649 石原修身宅向側	(21) 125
浜郷第3	一色町	一色大橋上り口県道沿ガードレール	(21) 126
浜郷第3	一色町	一色町公民館北側フェンス	(21) 127
浜郷第3	一色町	一色神社東側	(21) 128
宮本第1	藤里町	藤里町648-4 斎田保夫宅 西側柿畑	(22) 129
宮本第1	藤里町	Jイ勢蓮台寺柿共同選果場前広場	(22) 130
宮本第1	藤里町	奥野道宅向側	(22) 131
宮本第1	旭町	宮本1号線旭橋東側空地	(22) 132
宮本第1	旭町	旭町麵房柿右衛門道路向い側ガードレール	(22) 133
宮本第1	旭町	市営住宅旭町団地東側畑	(22) 134
宮本第1	前山町	宮本地区コミュニティセンター三角地	(22) 135
宮本第1	藤里町	伊勢市上水道ふじが丘 加圧ポンプ場南側空地	(22) 136
宮本第1	前山町	市道宮本2号線 藤原商店作業場 向側空地	(22) 137
宮本第2	大倉町	うぐいす台1号公園西側フェンス	(23) 138
宮本第2	大倉町	大倉町45 岡田長平宅向側柿畑	(23) 139
宮本第2	佐八町	佐八町2287 佐八小学校前フェンス	(23) 140

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
宮本第2	佐八町	佐八町公民館広場	(23) 141
宮本第2	津村町	市道宮本4号線津村新道 山下修宅東側畑	(23) 142
宮本第2	津村町	津村町公民館広場	(23) 143
豊浜第1	西豊浜町	丁塚古墳北公園西側	(24) 144
豊浜第1	西豊浜町	西豊浜町1779 豊浜西小学校体育館西側フェンス	(24) 145
豊浜第1	西豊浜町	野依ふれあい公園入口付近	(24) 146
豊浜第1	西豊浜町	西豊浜町747-1 藤原長司(徹也)宅南側ブロック塀	(24) 147
豊浜第1	西豊浜町	西豊浜町6053 大藪敏男宅横空地	(24) 148
豊浜第1	植山町	植山町486 植山町民会館南側フェンス	(24) 149
豊浜第1	磯町	磯町 磯町資源ごみステーション西側空地	(24) 150
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜魚市場西入口付近	(25) 151
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜町1159 北川健三宅東向側畑	(25) 152
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜町3636 中村 秋代氏所有地	(25) 153
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜町299 豊浜東小学校 東側フェンス	(25) 154
豊浜第2	東豊浜町	西条排水機場付近東側	(25) 155
豊浜第2	東豊浜町	西条公民館西側ブロック塀	(25) 156
豊浜第2	檜原町	檜原町594 森下守雄宅前 市道檜原堤線(堤防)沿ガードレール	(25) 157
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜町3224 河辺孝明宅西側ブロック塀	(25) 158
北浜第1	有滝町	漁免道路入口 天白商店作業所東側空地	(26) 159
北浜第1	有滝町	旧有滝町バス停広場地蔵尊前	(26) 160

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
北浜第1	有滝町	有滝町民会館前	(26) 161
北浜第1	有滝町	伊勢湾漁業協同組合 有滝支所 西側空地	(26) 162
北浜第1	有滝町	J A伊勢北浜支店有滝西側空地	(26) 163
北浜第1	有滝町	有滝町2034 廣山晶彦宅ブロック塀内側	(26) 164
北浜第1	有滝町	有滝町バス停前南側空地	(26) 165
北浜第2	村松町	伊勢市役所北浜地区コミュニティセンター 西側	(27) 166
北浜第2	村松町	村松町民会館前	(27) 167
北浜第2	村松町	仲由水産株式会社入口西側 県道ガードレール	(27) 168
北浜第2	村松町	村松町1883-3 サンコーデンキ北浜店南側松林	(27) 169
北浜第2	村松町	村松町舟神龍宮南側	(27) 170
北浜第2	村松町	亀池橋村松排水機場東側	(27) 171
北浜第2	村松町	村松町3292 北浜小学校正門西側フェンス	(27) 172
北浜第3	東大淀町	東大淀口バス停西側 県道沿い	(28) 173
北浜第3	東大淀町	東大淀町351 東大淀小学校正門西側ブロック塀	(28) 174
北浜第3	東大淀町	東大淀町187 北村物産株式会社工場東側畑	(28) 175
北浜第3	東大淀町	村松町4091-1 戸上純夫宅北側	(28) 176
北浜第3	東大淀町	J A伊勢北浜支店東大淀給油所向側畑	(28) 177
北浜第3	柏町	沢村啓治宅東側空地	(28) 178
北浜第3	柏町	柏団地入口案内板西側空地	(28) 179
北浜第3	東大淀町	東大淀町104-1 大忠食品(株) 東側空地	(28) 180

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
城田第1	上地町	上地町公民館前	(29) 181
城田第1	上地町	上地町1708-1 中村正己宅東側畑	(29) 182
城田第1	上地町	上地町東組公民館西側畑	(29) 183
城田第1	上地町	上地町3865 永井初己宅西側畑	(29) 184
城田第1	上地町	中久保湯田野公民館前	(29) 185
城田第1	上地町	上地町(湯田野)3361 中井忠彦宅東側畑	(29) 186
城田第1	上地町	上地町2525(六軒屋) 吉澤一雄宅敷地内	(29) 187
城田第2	栗野町	県営住宅栗野団地東側	(30) 188
城田第2	栗野町	栗野農業研修センター北側	(30) 189
城田第2	中須町	中須町1267 中西正己宅北側空地	(30) 190
城田第2	中須町	中須町41 中西とも子宅向側空地	(30) 191
城田第2	中須町	中須町771 世古口菊夫宅南側空地	(30) 192
城田第2	川端町	川端町62 倉井美郎宅西側空地	(30) 193
城田第2	川端町	川端町312 東建設東側道路沿	(30) 194
四郷第1	中村町	中村公園	(31) 195
四郷第1	中村町	中村町843 田辺太一宅東側畑	(31) 196
四郷第1	楠部町	263-112 五十鈴が丘団地東入口 第一開発(株)現地案内所西側空地	(31) 197
四郷第1	楠部町	近鉄五十鈴川駅前東側空地	(31) 198
四郷第1	楠部町	3158 緑ヶ丘団地 緑ヶ丘2号公園西側	(31) 199
四郷第1	楠部町	1717-13 楠部町乙580 刀祢邦博宅西側空地	(31) 200

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
四郷第1	楠部町	四郷小学校東側道路残地	(31) 201
四郷第1	一字田町 752	一字田町791 坂口商店前畑	(31) 202
四郷第2	朝熊町 1677-4	朝熊町1911-1 スナック峰子駐車場東詰	(32) 203
四郷第2	朝熊町	新朝熊橋東側ガードレール	(32) 204
四郷第2	朝熊町	朝熊町1066-1 大西富美子宅西側	(32) 205
四郷第2	朝熊町	近鉄朝熊駅前ガード広場	(32) 206
四郷第2	朝熊町	横橋東側朝熊川沿ガードレール	(32) 207
四郷第2	朝熊町 1677-11	朝熊市民館東側フェンス	(32) 208
四郷第2	朝熊町	朝熊町(大久保) 石田建設西側空地	(32) 209
四郷第2	朝熊町 1724	朝熊町2602-51 東工業所西側空地	(32) 210
四郷第3	鹿海町 1301-9	鹿海町703 北島庄八宅 西側畑	(33) 211
四郷第3	鹿海町	鹿海町公民館前	(33) 212
四郷第3	鹿海町	伊勢・杜の宮内公園南側	(33) 213
四郷第3	鹿海町	鹿海町171-2 奥野昌美宅東側	(33) 214
四郷第3	鹿海町 741	鹿海町726-1 杉本彰宅東側田	(33) 215
沼木第1	上野町	上野町324-4(昭和苑入口付近) 巽四郎宅前畑	(34) 216
沼木第1	上野町 347-1	上野町サンパークタウン伊勢南 入口南側山林	(34) 217
沼木第1	上野町	上野町976-3 岡常生宅西側畑	(34) 218
沼木第1	上野町	上野町876-1 岡 収一宅前	(34) 219
沼木第1	上野町	上野町1276 岡 元保宅向側ガードレール	(34) 220

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
沼木第1	上野町	上野町1280 岡 晃宅南側	(34) 221
沼木第1	上野町	J A伊勢葬祭センター前	(34) 222
沼木第1	上野町	伊勢市役所沼木地区コミュニティセンター前	(34) 223
沼木第1	上野町	上野町 上野第2公園西側	(34) 224
沼木第1	上野町	上野町1613 山上有司宅前空地 (三角地)	(34) 225
沼木第2	円座町	栄団地バス停前 (栄団地入口付近県道伊勢南島線沿い)	(35) 226
沼木第2	円座町	円座町1570 越賀定一宅横畑	(35) 227
沼木第2	円座町	円座町1267 森本保一宅向側ブロック塀	(35) 228
沼木第2	神菌町	光徳寺前	(35) 229
沼木第2	神菌町	神菌町1123 坂本幸弘宅前南側空地	(35) 230
沼木第3	横輪町	横輪バス停横輪茶屋横空地	(36) 231
沼木第3	横輪町	420 横輪橋東詰空地	(36) 232
沼木第3	横輪町	760-1 横輪公民館前ガードレール	(36) 233
沼木第3	横輪町	横輪町285 桂林寺前空地	(36) 234
沼木第4	矢持町下村	522 みどり保育園正門前向側	(37) 235
沼木第4	矢持町菖蒲	矢持橋手前左側空地	(37) 236
沼木第4	矢持町上村	上村バス停横	(37) 237
沼木第4	矢持町床木	床ノ木三交バス停付近	(37) 238
二見第1	二見町松下	2025 松下区会所前公園フェンス沿	(38) 239
二見第1	二見町松下	555-3 松下所有地前	(38) 240

			市町村名	伊勢市
投票区名	所在地		設置場所	摘要
二見第1	二見町江	589-1	二見プラザ（二見シーパラダイス）前 江信号機付近	(38) 241
二見第1	二見町江	696	角谷富美子宅前	(38) 242
二見第1	二見町江	682-17	宮路元美宅前	(38) 243
二見第2	二見町西	185-39	西団地バス停前（田）	(39) 244
二見第2	二見町西	866	西コミュニティセンター	(39) 245
二見第2	二見町西	828	藪木宏之宅前	(39) 246
二見第2	二見町西	1068-1	中村興一宅前	(39) 247
二見第2	二見町今一色	3	今一色小学校前フェンス	(39) 248
二見第2	二見町今一色	155-6	大西清文宅前	(39) 249
二見第2	二見町今一色	874-191	今一色バス停前	(39) 250
二見第3	二見町茶屋	420-1	二見総合支所前	(40) 251
二見第3	二見町茶屋	536-1	角谷俊明宅裏	(40) 252
二見第3	二見町茶屋	111-1	二見生涯学習センター花壇	(40) 253
二見第3	二見町三津	415-1	姫子松五子宅北側畑	(40) 254
二見第3	二見町三津	769	小山田雅 宅前	(40) 255
二見第3	二見町荘	378-15	福田悠子宅前	(40) 256
二見第3	二見町荘	1287	出口博己宅前	(40) 257
二見第3	二見町荘	2068-1	二見浦保育園前フェンス	(40) 258
二見第4	二見町山田原	173	山田原公民館前	(41) 259
二見第4	二見町光の街	1004-4	光の街遊歩道付近	(41) 260

		市町村名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
二見第4	二見町山田原 179-2	山田原バス停付近畑	(41) 261
二見第4	二見町山田原 441-2	畑中伸之宅前(市有地)	(41) 262
二見第4	二見町溝口 403	下村意和男宅前塀	(41) 263
二見第4	二見町溝口 229-7	辻和宏宅塀	(41) 264
小俣第1	小俣町宮前 210	松倉公園フェンス	(42) 265
小俣第1	小俣町宮前 787-3	高畑公民館フェンス	(42) 266
小俣第1	小俣町宮前 434-2	宮前公園フェンス	(42) 267
小俣第1	小俣町本町 944	掛橋公園フェンス	(42) 268
小俣第1	小俣町本町 1335-1	南本町公民館フェンス	(42) 269
小俣第1	小俣町本町 220	大西学院横市有地	(42) 270
小俣第1	小俣町本町 1-1	小俣幼稚園横フェンス	(42) 271
小俣第2	小俣町元町 663-2	小俣小学校支所側フェンス	(43) 272
小俣第2	小俣町元町 769	西田裕敏宅横市有地	(43) 273
小俣第2	小俣町元町 492	栄児童公園	(43) 274
小俣第2	小俣町元町 1037-8	元町ふれあい公園内駐輪場前	(43) 275
小俣第2	小俣町元町 202-9	サークルK伊勢小俣店前フェンス	(43) 276
小俣第2	小俣町元町 381	若山児童公園フェンス	(43) 277
小俣第2	小俣町元町 1282-1	下小俣公民館フェンス	(43) 278
小俣第3	小俣町相合 161	小俣浄化センターフェンス	(44) 279
小俣第3	小俣町相合 493-1	新出公民館フェンス	(44) 280

			市町村名	伊勢市
投票区名	所在地		設置場所	摘要
小俣第3	小俣町相合	750	小俣中学校体育館側フェンス	(44) 281
小俣第3	小俣町本町	444	市立ゆりかご園フェンス	(44) 282
小俣第3	小俣町本町	768	上久保公園	(44) 283
小俣第3	小俣町相合	997	森多宅横ガードレール	(44) 284
小俣第4	小俣町相合	888	六軒屋公園前フェンス	(45) 285
小俣第4	小俣町湯田	83	湯田水源地前フェンス	(45) 286
小俣第4	小俣町湯田	514-3	美和ロック(株)伊勢工場前ゴミ集積所フェンス	(45) 287
小俣第4	小俣町湯田	553	湯田公民館前	(45) 288
小俣第4	小俣町新村	19-1	西新村公民館前	(45) 289
小俣第4	小俣町新村	428-3	東新村公園前フェンス	(45) 290
小俣第4	小俣町明野	1758	北岡良治宅前	(45) 291
小俣第4	小俣町明野	1239-1	明野公民館駐車場	(45) 292
小俣第5	小俣町明野	1055-4	明野保健福祉会館フェンス	(46) 293
小俣第5	小俣町明野	712	明野水源地前フェンス	(46) 294
小俣第5	小俣町明野	1183	近鉄明野駅前駐輪場フェンス	(46) 295
小俣第5	小俣町明野	685-1	南伊勢職業能力開発促進センター	(46) 296
小俣第5	小俣町明野	1481	明野高校農場フェンス	(46) 297
小俣第5	小俣町明野	396	JA伊勢明野出張所横	(46) 298
小俣第5	小俣町明野	418-1	明野北部公園フェンス	(46) 299
御菌第1	御菌町高向	1031	新高児童公園	(47) 300

			市町村名	伊勢市
投票区名	所在地		設置場所	摘要
御菌第1	御菌町高向	2018	松本薬品伊勢支店	(47) 301
御菌第1	御菌町高向	686-16	森真吾様方 (新高地区公民館前)	(47) 302
御菌第2	御菌町高向	578	中山 昭様方(農地)	(48) 303
御菌第2	御菌町高向	2589-1	高向公民館	(48) 304
御菌第2	御菌町高向	423	佐々木淳様方	(48) 305
御菌第2	御菌町高向	2156-1	高向西公園	(48) 306
御菌第3	御菌町長屋	2767	ハートプラザみその	(49) 307
御菌第3	御菌町長屋	1221	御菌総合支所	(49) 308
御菌第3	御菌町長屋	1074-9	御菌小学校	(49) 309
御菌第3	御菌町長屋	2100	伊勢みそのショッピングセンター駐車場 (梅田眼鏡裏)	(49) 310
御菌第3	御菌町王中島	594	王中島公民館	(49) 311
御菌第3	御菌町王中島	87	奥野志げ子様方	(49) 312
御菌第4	御菌町新開	777	新開児童公園	(50) 313
御菌第4	御菌町上條	1173-1	B&G海洋センター	(50) 314
御菌第4	御菌町上條	88	上條公民館	(50) 315
御菌第4	御菌町小林	2375	小林児童公園	(50) 316

伊勢市選挙管理委員会告示第 45 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 25 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,173 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,105 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,209 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 108,627 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 46 号

平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における伊勢市開票区の開票の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 日 時 平成 25 年 7 月 21 日（日） 午後 9 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市小俣町新村 401 番地 1
伊勢市小俣総合体育館

伊勢市選挙管理委員会告示第 47 号

平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における伊勢市開票区開票管理者及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 25 年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

開票管理者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
省略	鈴木 市郎	省略	森本 保治

伊勢市選挙管理委員会告示第 48 号

平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 日 時 平成 25 年 7 月 18 日（木） 午後 5 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第 49 号

平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、別紙のとおり設置します。

平成 25 年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙
投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田2丁目16番43号	進修小学校体育館
2	高麗広	宇治今在家町551番地	伊勢市立高麗広公民館
3	修道第1	桜木町55番地1	伊勢市立さくらぎ保育所
4	修道第2	久世戸町5番地	伊勢市立修道小学校体育館
5	明倫第1	岡本1丁目18番21号	伊勢市立明倫小学校
6	明倫第2	岩渕1丁目7番29号	伊勢市役所本庁舎1階ホール
7	有緝第1	船江2丁目2番5号	伊勢市立有緝小学校
8	有緝第2	船江2丁目2番29号	有緝幼稚園
9	有緝第3	船江3丁目11番44号	船江保育園
10	厚生第1	一之木2丁目9番11号	一之木町会事務所 (旧伊勢市一之木保育所隣)
11	厚生第2	宮後2丁目3番21号	宮後町公会堂
12	厚生第3	一志町1番4号	伊勢市立厚生小学校
13	早 修	常磐3丁目8番9号	伊勢市市民武道館
14	中島第1	二俣1丁目2番17号	伊勢市立中島小学校体育館
15	中島第2	中島2丁目13番4号	中島幼稚園
16	中島第3	辻久留3丁目17番5号	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港294番地2	伊勢市立神社小学校体育館
18	大 湊	大湊町1118番地194	伊勢市立大湊小学校体育館
19	浜郷第1	神久2丁目7番18号	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第2	黒瀬町1648番地	伊勢市立浜郷小学校体育館
21	浜郷第3	一色町1682番地	一色町公民館
22	宮本第1	旭町349番地	伊勢市立宮山小学校体育館
23	宮本第2	佐八町2287番地	伊勢市立佐八小学校
24	豊浜第1	西豊浜町1779番地	伊勢市立豊浜西小学校体育館
25	豊浜第2	東豊浜町299番地	伊勢市立豊浜東小学校体育館
26	北浜第1	有滝町2638番地	有滝町民会館
27	北浜第2	村松町4011番地1	村松町民会館
28	北浜第3	東大淀町201番地1	東大淀町民会館
29	城田第1	上地町1478番地	伊勢市立城田小学校体育館
30	城田第2	川端町361番地1	川端町公民館
31	四郷第1	楠部町2484番地	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第2	朝熊町1188番地	朝熊町会館
33	四郷第3	鹿海町994番地1	鹿海町公民館
34	沼木第1	上野町2841番地2	伊勢市立上野小学校
35	沼木第2	円座町1579番地	円座町自治会館
36	沼木第3	横輪町294番地	横輪公民館
37	沼木第4	矢持町菖蒲125番地2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第 1	二見町江683番地	江コミュニティセンター
39	二見第 2	二見町今一色 3 番地	伊勢市立今一色小学校屋内運動場
40	二見第 3	二見町茶屋209番地	伊勢市立二見公民館
41	二見第 4	二見町山田原446番地 1	伊勢市立五峰保育園
42	小俣第 1	小俣町本町 3 番地	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第 2	小俣町元町540番地	伊勢市立小俣公民館
44	小俣第 3	小俣町本町444番地	伊勢市立保育所ゆりかご園
45	小俣第 4	小俣町明野1939番地	伊勢市立明野小学校体育館
46	小俣第 5	野村町 5 番地 2	伊勢市小俣児童体育館（北部児童体育館）
47	御菌第 1	御菌町高向686番地 8	伊勢市立新高公民館
48	御菌第 2	御菌町高向2589番地 1	伊勢市立高向公民館
49	御菌第 3	御菌町長屋1221番地	御菌総合支所
50	御菌第 4	御菌町上條1173番地 1	伊勢市御菌 B & G 海洋センター

伊勢市選挙管理委員会告示第 50 号

平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

平成 25 年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

1 期日前投票所

本庁期日前投票所 伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室 岩渕 1 丁目 7 番 29 号

2 増設する期日前投票所

二見期日前投票所 二見総合支所 二見町茶屋 420 番地 1

小俣期日前投票所 小俣公民館 小俣町元町 540 番地

御菌期日前投票所 御菌公民館 御菌町長屋 1221 番地

3 増設期間

平成 25 年 7 月 5 日 (金) ～ 7 月 20 日 (土)

伊勢市選挙管理委員会告示第 51 号

平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される第 48 条の 2 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を下記のとおり指定します。

平成 25 年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室

伊勢市選挙管理委員会告示第 52 号

平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

平成 25 年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

1 投票管理者

別 表

(1) 本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	西宮 晴一	平成25年7月5日
省略	森本 保治	平成25年7月6日
省略	伴野加代子	平成25年7月7日
省略	西宮 晴一	平成25年7月8日
省略	森本 保治	平成25年7月9日
省略	伴野加代子	平成25年7月10日
省略	西宮 晴一	平成25年7月11日
省略	森本 保治	平成25年7月12日
省略	伴野加代子	平成25年7月13日
省略	森本 保治	平成25年7月14日
省略	西宮 晴一	平成25年7月15日
省略	伴野加代子	平成25年7月16日
省略	西宮 晴一	平成25年7月17日
省略	森本 保治	平成25年7月18日
省略	伴野加代子	平成25年7月19日
省略	西宮 晴一	平成25年7月20日

(2) 二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	黒田 晴久	平成25年7月5日
省略	永井 意捷	平成25年7月6日
省略	濱口 敏彦	平成25年7月7日
省略	豊岡 一晃	平成25年7月8日
省略	森井 昭子	平成25年7月9日
省略	永井 意捷	平成25年7月10日
省略	黒田 晴久	平成25年7月11日
省略	松井 孝彦	平成25年7月12日
省略	黒田 晴久	平成25年7月13日
省略	豊岡 一晃	平成25年7月14日
省略	森井 昭子	平成25年7月15日
省略	松井 孝彦	平成25年7月16日
省略	豊岡 一晃	平成25年7月17日
省略	黒田 晴久	平成25年7月18日
省略	松井 孝彦	平成25年7月19日
省略	森井 昭子	平成25年7月20日

(3)小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	松阪 一雄	平成25年7月5日
省略	鈴木 克子	平成25年7月6日
省略	久保 徹	平成25年7月7日
省略	松阪 一雄	平成25年7月8日
省略	久保 徹	平成25年7月9日
省略	倉野 公之	平成25年7月10日
省略	鈴木 克子	平成25年7月11日
省略	松阪 一雄	平成25年7月12日
省略	鈴木 克子	平成25年7月13日
省略	松阪 一雄	平成25年7月14日
省略	鈴木 克子	平成25年7月15日
省略	久保 徹	平成25年7月16日
省略	倉野 公之	平成25年7月17日
省略	松阪 一雄	平成25年7月18日
省略	鈴木 克子	平成25年7月19日
省略	松阪 一雄	平成25年7月20日

(4)御園期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	奥田 孝	平成25年7月5日
省略	塩井 孝	平成25年7月6日
省略	奥田 孝	平成25年7月7日
省略	森田 耕司	平成25年7月8日
省略	奥田 孝	平成25年7月9日
省略	森田 耕司	平成25年7月10日
省略	森田 耕司	平成25年7月11日
省略	塩井 孝	平成25年7月12日
省略	奥田 孝	平成25年7月13日
省略	塩井 孝	平成25年7月14日
省略	森田 耕司	平成25年7月15日
省略	森田 耕司	平成25年7月16日
省略	奥田 孝	平成25年7月17日
省略	奥田 孝	平成25年7月18日
省略	塩井 孝	平成25年7月19日
省略	森田 耕司	平成25年7月20日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

(1) 本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	加藤美津江	平成25年7月5日
省略	北村 悦隆	平成25年7月6日
省略	中瀬 美香	平成25年7月7日
省略	南 佳美	平成25年7月8日
省略	山本 佳典	平成25年7月9日
省略	長友 伸二	平成25年7月10日
省略	岡野 晴奈	平成25年7月11日
省略	中西 教忠	平成25年7月12日
省略	北村 悦隆	平成25年7月13日
省略	日置 純子	平成25年7月14日
省略	上村 和義	平成25年7月15日
省略	中村 美帆	平成25年7月16日
省略	山本真里子	平成25年7月17日
省略	坪内 理絵	平成25年7月18日
省略	松井麻衣子	平成25年7月19日
省略	東世古幸久	平成25年7月20日

(2) 二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中西 弘幸	平成25年7月5日
省略	中居 一晃	平成25年7月6日
省略	堀川 友里	平成25年7月7日
省略	羽根 隆太	平成25年7月8日
省略	宮本 幸夫	平成25年7月9日
省略	井村 勝仁	平成25年7月10日
省略	高田 祐希	平成25年7月11日
省略	増田 元紀	平成25年7月12日
省略	中居 一晃	平成25年7月13日
省略	黒瀬 好子	平成25年7月14日
省略	堀川 友里	平成25年7月15日
省略	辻村 貴文	平成25年7月16日
省略	近田 洋文	平成25年7月17日
省略	松本 拓也	平成25年7月18日
省略	佐波 隆	平成25年7月19日
省略	黒瀬 好子	平成25年7月20日

(3)小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	五十嵐大介	平成25年7月5日
省略	岩本 昌也	平成25年7月6日
省略	加藤 秀樹	平成25年7月7日
省略	西尾 正美	平成25年7月8日
省略	井村 豊	平成25年7月9日
省略	増田研一郎	平成25年7月10日
省略	平本 京穂	平成25年7月11日
省略	竹澤 順子	平成25年7月12日
省略	岩本 昌也	平成25年7月13日
省略	加藤 秀樹	平成25年7月14日
省略	岩本 昌也	平成25年7月15日
省略	前村 忍	平成25年7月16日
省略	巾川真知子	平成25年7月17日
省略	山本 幸代	平成25年7月18日
省略	中北 洋平	平成25年7月19日
省略	加藤 秀樹	平成25年7月20日

(4)御園期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	多田 栄二	平成25年7月5日
省略	尾本 義則	平成25年7月6日
省略	江崎 里美	平成25年7月7日
省略	河合 美貴	平成25年7月8日
省略	正住さおり	平成25年7月9日
省略	濱口 純	平成25年7月10日
省略	岩崎 成児	平成25年7月11日
省略	日置 和宏	平成25年7月12日
省略	江崎 里美	平成25年7月13日
省略	尾本 義則	平成25年7月14日
省略	江崎 里美	平成25年7月15日
省略	梅森 裕	平成25年7月16日
省略	中世古 潤	平成25年7月17日
省略	中廣 弘	平成25年7月18日
省略	江川 健	平成25年7月19日
省略	江崎 里美	平成25年7月20日

伊勢市選挙管理委員会告示第 53 号

平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任します。

平成 25 年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙投票管理者及び同職務代理者一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
進 修	省略	杉坂 行茂	省略	米本 武俊
高 麗 広	省略	梶原 好美	省略	奥田 隆良
修道第1	省略	村山 彰	省略	近藤 知子
修道第2	省略	須崎 充博	省略	中村 哲也
明倫第1	省略	富山 孝久	省略	岩崎 成児
明倫第2	省略	下村 浩司	省略	奥野 明宏
有緝第1	省略	河原田 充	省略	阿竹 信一
有緝第2	省略	前村 俊和	省略	谷 朋恵
有緝第3	省略	江原 博喜	省略	阿竹 美幸
厚生第1	省略	北村 勇二	省略	加藤 寿人
厚生第2	省略	成川 誠	省略	八田 信
厚生第3	省略	山中 宏幸	省略	坂口 元美
早 修	省略	中村 昌弘	省略	増田研一郎
中島第1	省略	岩佐 香	省略	藤原 孝彦
中島第2	省略	中村 高弘	省略	伊藤 元樹
中島第3	省略	西山 正裕	省略	大桑 和秀
神 社	省略	河原田篤子	省略	日置 憲隆
大 湊	省略	堀 毅	省略	南 裕之
浜郷第1	省略	出口 昌司	省略	鎌田 茂樹
浜郷第2	省略	高村 貞子	省略	西井 道治
浜郷第3	省略	西川 貴也	省略	酒徳 芳正
宮本第1	省略	中村 富美	省略	井村 明弘
宮本第2	省略	森田 一成	省略	山本 真史
豊浜第1	省略	大西 要一	省略	奥野 寛
豊浜第2	省略	辻 浩利	省略	荒木 一彦
北浜第1	省略	大野 安道	省略	北村 幸治
北浜第2	省略	水谷 誠	省略	日置 和宏
北浜第3	省略	沖塚 孝久	省略	森 大輔
城田第1	省略	中上 雅弘	省略	山口 一馬
城田第2	省略	中村 功	省略	西井 清子
四郷第1	省略	田邊 隆美	省略	中内 悠介
四郷第2	省略	山川 哲史	省略	上田 淳一
四郷第3	省略	奥野やす子	省略	豊田 典久
沼木第1	省略	鈴木 光代	省略	西村 圭二
沼木第2	省略	谷口 尚	省略	小林 進
沼木第3	省略	岡 康弘	省略	山口 徹
沼木第4	省略	古布 武	省略	谷口 久美

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
二見第1	省略	東端 弘泰	省略	山本 佳典
二見第2	省略	大井戸清人	省略	須崎 素直
二見第3	省略	濱口 基久	省略	北岡 孝裕
二見第4	省略	世古口真弓	省略	濱千代雅章
小俣第1	省略	中西 正夫	省略	岡村 基司
小俣第2	省略	田中 正彦	省略	濱口 昌大
小俣第3	省略	中川 雅日	省略	倉野 隆宏
小俣第4	省略	中川 孝司	省略	山神 一洋
小俣第5	省略	椿 秀樹	省略	東 良二
御菌第1	省略	北岡 茂子	省略	東浦 富美
御菌第2	省略	吉崎 章	省略	前田 早苗
御菌第3	省略	中東 松衛	省略	林 步
御菌第4	省略	世古口幸喜	省略	堀畑 智男

伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 25 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
330	小野田住宅設備管工	津市高茶屋 5 丁目 11 番 37 号	平成 25 年 6 月 28 日

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 25 年 7 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 7 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 25 年 8 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
常磐 1 丁目、浦口 1 丁目、宮川 1 丁目及び小木町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 41 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 第 2 項の規定により、公益社団法人全国市有物件災害共済会から平成 24 年度事業の経営状況について通知があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 25 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1	平成 24 年度末現在会員数	681 市
2	建物総合損害共済	
	共済責任額	1,707,950,080,000 円
	分担金収益	96,284,383 円
	支払共済金	2,711,344,248 円
3	自動車損害共済	
	分担金収益	76,962,253 円
	支払共済金	973,352,719 円
4	正味財産の増減	
	(1) 一般正味財産の増減	
	経常収益	
	特定資産運用益	190,307,266 円
	相互救済・防災事業収益	4,997,246,636 円
	会館事業収益	1,230,543,577 円
	保険手続収益	6,460,986 円
	その他	3,737,008 円
	経常収益計	6,428,295,473 円
	経常費用	

相互救済・防災事業費用	5,166,144,784 円
会館事業費用	1,297,505,109 円
保険手続事業費用	11,702,133 円
管理費	82,750,002 円
経常費用計	6,558,102,028 円
経常増減額	-129,806,555 円
経常外費用	
固定資産除却損	5,061,517 円
経常外費用計	5,061,517 円
経常外増減額	-5,061,517 円
当期一般正味財産増減額	-134,868,072 円
一般正味財産期首残高	64,910,909,232 円
一般正味財産期末残高	64,776,041,160 円
(2) 指定正味財産の増減	
当期指定正味財産増減額	0 円
指定正味財産期首残高	0 円
指定正味財産期末残高	0 円
(3) 正味財産期末残高	64,776,041,160 円

伊勢市公告第 43 号

公 示 送 達

下記の者の平成 25 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 25 年 7 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
濱口 綾子	伊勢市御菌町高向 951 番地 1 宮川荘い号	9000073404
藤本 ミツ子	伊勢市大世古 3 丁目 1 番 2 号	0300071730
花松 晃	伊勢市二俣 1 丁目 8 番 8 号 グリーンマンション寿	0300417482
柴原 貞子	伊勢市一之木 4 丁目 2 番 8 号	0300437258
中北 昭博	伊勢市川端町 130 番地 7	0300329711
上田 進	伊勢市横輪町 360 番地	0300351889

福井 公子	伊勢市吹上 2 丁目 5 番 41 号	0300418118
小津 幸三郎	伊勢市吹上 2 丁目 9 番 34 号 株式会社丸二内	0300203900
猪野 楠衛	伊勢市岡本 1 丁目 18 番 43 号	0300137714
西岡 とし	伊勢市宮川 1 丁目 8 番 45 号 中山アパート	0300451481
東 保雄	伊勢市中島 2 丁目 16 番 3 号	0300409893
久世 修	伊勢市馬瀬町 614 番地 15	0300205524
鹿海 厚子	伊勢市小木町 416 番地 1	0300310877
鹿海 稔久	伊勢市小木町 416 番地 1	0300204053
中島 功	伊勢市浦口 1 丁目 5 番 28 号	0300349453
浦田 幸司	伊勢市浦口 2 丁目 1 番 6 号	0300417532
山北 克己	伊勢市二俣 4 丁目 4 番 15 号	0300423894
大道 佐歳	伊勢市津村町 1422 番地 9	0300450491
中村 幸三	伊勢市旭町 444 番地 1 市営住宅やすらぎ団地 3 号	0300423480
川面 利三	伊勢市小俣町宮前 633 番地 1 メゾン宮前 A-205	0300359650
坂本 憲司	伊勢市佐八町 2119 番地	0300435492